明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○東日本大震災に対処するための地方公務員等共済組合法の特例等に関する省令（**総務**五四）　一

○東日本大震災に対処するための国家公務員共済組合法の特例等に関する省令（**財務**二七）　二

〔規　則〕

○警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則（**国家公安委**一〇）　二

〔告　示〕

○電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件（**総務・法務・経済産業**三）　三

○戸籍が滅失した件（**法務**二九九）

○日本国政府、中華人民共和国政府及び大韓民国政府の間の三者間協力事務局の設立に関する協定の署名に関する件（**外務**一九七）

○寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件（**財務**二〇四）　五

○青森県及び茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件（**厚生労働**一八〇）　六

○国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（**国土交通**六二三）　六

○指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件（**同**六二四～六三八）　六

○原動機付自転車の型式を認定した件（**同**六三七）　八

○水路測量の実施に関する件（**海上保安庁**一一八）　九

○海上における射撃訓練等を実施する件（**防衛**一三七）　九

〔国会事項〕

国家試験

平成二十三年度裁判所職員（裁判所事務官）採用Ⅰ種試験（試験地那覇市）の再実施の公告（最高裁判所）　一〇

平成二十三年度裁判所職員（裁判所事務官）採用Ⅱ種試験（試験地那覇市）の再実施の公告（同）　一一

平成二十三年度裁判所職員（家庭裁判所調査官補）採用Ⅰ種試験（試験地那覇市）の再実施の公告（同）

〔公　告〕

諸事項

官庁

押収物還付、有権者申出方、司法書士懲戒処分、鉱業法第一八九条、公示送達、建築士懲戒処分関係　一二

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一四

特殊法人等

農林水産省共済組合定款の一部変更　三〇

会社その他

関係

〔人事異動〕

内閣　法務省　一〇

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一〇

省　令

○総務省令第五十四号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）を実施するため、及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十六条の規定に基づき、東日本大震災に対処するための地方公務員等共済組合法の特例等に関する省令を次のように定める。

平成二十三年六月十日

総務大臣　片山　善博

東日本大震災に対処するための地方公務員等共済組合法の特例等に関する省令

（地方公務員等共済組合法施行規程の決定の請求の特例）

第一条　地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号。以下「地共済規程」という。）第百二条（地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号。以下「地共済規則」という。）第十二条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定により行う支払未済の給付の請求は、地方公務員等共済組合法（以下「地共済法」という。）による給付の支払を受けるべきであった者でその支払を受けなかったものが東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下「法」という。）第二十一条に規定する状態に該当するものであるときは、地共済規程第二条第二項第二号（地共済規則第十二条の十第一項において準用する場合を含む。）に掲げる書類に代えて、その者が行方不明となった事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を併せて提出しなければならない。

2　地共済規程第百十二条の規定により行う埋葬料及び家族埋葬料の請求は、組合員若しくは組合員であった者又は組合員の被扶養者が法第二十一条に規定する状態に該当するものであるときは、地共済規程第百十二条ただし書に規定する死亡の事実を証明する書類に代えて、これらの者が行方不明となった事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を併せて提出しなければならない。